

平成28年10月5日開催

高崎市第27回農業委員会

農地部会会議録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○部会長(寺崎正親) ただいまから第27回農業委員会農地部会を開催いたします。

本日、14番、吉田委員、19番、柄沢委員から欠席との連絡ございました。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命について。議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、4番、高田正巳委員、12番、乾隆明委員の2名を指名いたします。

書記の任命につきましては、事務局の中山主査を任命いたします。

それでは、議事に入りますが、発言される場合は挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言をお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について

1番 当初許可第5条許可、契約内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地、取消理由といたしましては、事業範囲を拡大し再申請することになったためとのことでございます。関連案件といたしまして、新たに第5条許可申請が提出されております。議案書23ページの46番の申請でございます。

以上、農地法関係許可取消願の申請は1件でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 異議がなければ承認してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 承認することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

ナンバー1につきましては、事前調査案件でございます。

事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

農地法第3条の規定による許可申請について

1番 契約内容は売買、申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、別添の農地法第3条許可申請ナンバー1の審議資料をごらんいただきたいと思ひます。

1枚目はA3の用紙になっておりまして、こちら左側が位置図、右側が案内図となっております。申請地は、高崎市立宮沢小学校より北東に約1キロメートル、十文字公民館のある集落内に位置しております。

2枚目をごらんください。公図でございます。申請地は2筆ございまして、南側の申請地につきましては、隣接は雑種地、宅地及び畑、北側は公道です。それと、北側の申請地につきましては、北と南が公道で、東が畑、西が宅地となっております。

3枚目以降につきましては、営農計画書でございますので、こちらに沿って説明をさせていただきます。本申請人は主に畜産業、養豚を営んでいる認定農業者でございます。今回農地法5条にて業務拡張のために豚舎の農業用施設用地を買い受けたいという申請を提出しておりまして、本申請地は、その農業施設用地の申請地と隣接した農地でございます。

作付作物につきましては、ダイコンです。申請人は、畑の経験がないため西部農業事務所普及指導課の指導や農協による講習を受講して営農技術を身につけたいということでございます。

また、こちらの営農計画書に記載はございませんが、農業機械につきましては、トラクター1台と軽トラック1台を購入予定でございます。

また、通作距離につきましては、約15から16キロメートル、40分ほどで自宅から通うということでございます。

続きまして、作付の計画について説明させていただきます。営農計画書2枚目をごらんください。こちらにつきまして、前の説明のとおり、ダイコンを作付いたします。作付面積につきましては、本申請地である全て50アールということで伺っております。当面のところ、面積拡大等の計画はなく、その50アールを耕作していきたいということでございます。

出荷の計画につきましては、当初は現在豚肉を販売しているルート及び通信販売を利用して出荷をするということでございます。最終的な目標としては農協への出荷を計画しているということでございます。

あと、こちらの下部に経営及び状況という形で記載がございますが、こちらにつきましては、農林水産省の作物別の統計等活用し、記載していただいてということでございます。

その他の事項につきましては、営農計画書記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。今回は第3班の調査でございますので、調査班長の高田委員から報告をお願いいたします。

○4番高田委員 班長の高田です。調査報告を読み上げます。

農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受人1名の出席でした。

質問1 5条で買い受ける豚舎用地は隣接地ですか。

回答 はい。

質問2 ダイコンで50アールの農地に作付するということですが、収入はもう少し多くはなりませんか。特に十文字ダイコンと言えば、高い値段で売れるかと思いますが。

回答 いろいろと調べて営農計画を作成いたしました。ダイコンづくりに取り組むのは初めてですので、正直なところ、数値の部分については自信がありません。

質問3 ダイコンづくりを指導してくれる方はいますか。

回答 知人が申請地の近くに住んでいるため教えていただこうと思っています。

質問4 営農をされるのは計画書に記載してあるとおり、2名だけですか。ダイコンは出荷する際には洗わなければならないので人手がいると思いますが。

回答 現段階では出荷までの作業量がどれくらいかイメージできないので、実際に営農をしながら今後のことについて考えていきたいと思っています。

質問5 現在、申請地はどのような状況ですか。

回答 譲渡人の親戚の方がダイコンをつくっています。

質問6 本業の畜産業はいつごろからやっていますか。

回答 昭和53年ごろからやっています。

質問7 十文字町まで通作するということですが、距離的な問題はありますか。

回答 現在も倉渕町の農場に通っておりますので、問題はありません。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

いいですか。

○全員 なし。

○部会長 ナンバー1につきまして、異議がなければ許可としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 許可とすることにいたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

農地法第3条の規定による許可申請について

2番 2番につきましては、保留でお願いいたします。

3番 3番につきましても、保留でお願いいたします。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、公共工事により農地を売却することになったため代替地として申請地を取得したいという

申請でございます。

6番 6番につきましては、取り下げをお願いいたします。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、現在借り受けて耕作している土地を取得し引き続き耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。

12番 契約内容は贈与、生前処分として申請地を父より譲り受け引き続き耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、申請地を買い受けて隣接する自作地と効率的一体的に耕作したいという申請でございます。

14番 14番につきましては取り下げをお願いいたします。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、取り下げ2件を除く12件のうち2番、3番を除いた10件につきまして別添の農地法第3条調査書のとおり、第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入りますが、ナンバー13につきましては、齋藤委員に関係する案件でございます。農業委員会等に関する法律第24条において、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その審議に参加することができないとありますので、ナンバー13を最終の審議、質疑とし、その際は齋藤委員の一時ご退席をお願いしたいと思います。

それでは、ナンバー13を除いて質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 そうすれば、保留が2番、3番、取り下げが6番、14番、その他は異議がなければ許可してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可することにいたします。

次に、ナンバー13の審議に入ります。齋藤委員の一時ご退席をお願いいたします。

(16番齋藤委員 退席)

○部会長 それでは、ナンバー13の質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

- 全員 はい。
- 部会長 異議がなければ、許可してよいか伺います。
- 全員 異議なし。
- 部会長 それでは、許可することにいたします。

(16番齋藤委員 着席)

- 部会長 次に、入ります。議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

ナンバー1につきましては、事前調査案件でございます。

事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

- 事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

1番 事業計画の見直しのため取り下げとなりました。

- 部会長 続きまして、では一括審議に移りたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

- 事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

2番 宅地の一部として利用してきた土地が農地法上の許可を得ていなかったため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございます。

3番 宅地として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという宅地の敷地拡張の申請でございます。

4番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請の一括案件につきましては3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

- 部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

- 全員 なし。

- 部会長 よろしいですか。

- 全員 はい。

- 部会長 そうすれば1番が取り下げということでございます。そのほかは異議がなければ、許可相当としてよいか伺います。

- 全員 異議なし。

- 部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

ナンバー1からナンバー5につきましては、事前調査案件でございます。

ナンバー1の説明を事務局お願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

1番 先ほど3条申請、議案第2号ナンバー6でご説明させていただいたとおり、取り下げ書のほうが提出をされております。1番につきましては取り下げでお願いいたします。

○部会長 続きまして、ナンバー2の説明もお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

2番 契約内容は賃貸借、申請地に太陽光発電設備を設置し経営規模を拡大したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

それでは、別紙の農地法第5条許可申請ナンバー2の審議資料をごらんいただきたいと思います。

1枚目をごらんください。こちらは位置図でございます。図面の中央、やや上側、赤丸で囲んで示してあるところが申請地でございます、市立金古小学校から北におよそ500メートルの位置でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が周辺の案内図でございます。赤く示されている部分が申請地でございます。市街地の区域等に隣接する10ヘクタール未満の一団の農地の中の土地で第2種農地該当と考えられます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして3枚目、それと次の4枚目、2枚が公図の写しでございます。図面の方角が変わりまして、左側、ホッチキスどめのほうが北になります。申請地は、道路を挟んで大きく2つのブロックに分かれておりまして、1枚目の公図のほうが道路を挟んで北側、そして2枚目のほうが南側の申請地の図面でございます。申請地の周辺は、どちらのブロックも北側、南側は道路、東側と西側は宅地と畑が混在しているような土地となっております。

続きまして、おめくりいただきまして、この後周辺地の公図が2枚続いているのですけれども、こちらも2枚まとめて飛ばしていただきまして、全体の7枚目になりますが、土地利用計画図でございます。こちらの説明に入ります。

こちらは方角が逆になりまして、図面の右方向が北になります。設置するパネルは全部で1,416枚の予定で、50キロワット未満の低圧の設備が7セットの計画でございます。造成につきましては、切り土、盛り土は行わず整地をして利用するとのことでございます。外周につきましては、安全対策としてネットフェンスで囲みまして、どちらのブロックも北側に1カ所出入り口が設けられます。また、草対策といたしましては、防草シート張りとなります。雨水の対策といたしましては、東側と南側の外周を盛って高くしまして流れ出ないようにいたしまして、全体的に集水勾配をつけて各敷地とも南側集水マスに集水し、道路側溝へ放流いたします。

続きまして、おめくりいただきまして、立面図となっております。また、おめくりいただきまして、その次のページから最

後のページまでですが、こちらは設置する機器やパネル、フェンスなどの記載となっておりますので、こちらは参考までにごらんいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。

○4番高田委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請法人の代表者と代理人、計2名の出席でした。

質問1 隣接する住宅の方への説明は十分でしょうか。トラブルの心配はありませんか。

回答 開発の事前協議を提出した際に、隣地の方には同意書をいただいて添付しております。立ち会いの際にもよく説明をしまして、理解いただいていると思います。

質問2 最近の長雨のせいか、現地は水が湧き出ている状態でした。雨水の対策は問題ありませんか。

回答 これまで畑として使っていて、集中豪雨があっても土砂が流れ出るようなことはありませんでした。今回はシートを張り、集水マスを設置しますので、十分対策できていると思います。

質問3 土砂が道路や水路に流れ出たりしないように、十分注意していただきたいと思います。

回答 はい、わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

はい。

○18番青柳委員 18番、青柳です。今、これは開発に係っていると思うのですけれども、この集水マスだけで、このところの周りを見ると住宅地なのですが、これは本当に大丈夫なのですか。

○部会長 事務局、お願いします。

○事務局 おっしゃるとおり、今開発の事前協議をしている最中でして、ちょっと締結については、今事務連絡で確認をしているところでございます。そちらにおいて、当然開発のほうで雨水の計算というのはしまして、このシートについても、また、集水マスの大きさとか側溝への接続につきましても、そちらのほうで協議いたしまして、専決で決まれば、雨水については全く問題ないというふうなうちのほうでは考えておりますが、よろしくお願いいいたします。

○部会長 以上のような説明。

はい。

○18番青柳委員 では、今協議中ということなのですね。

○事務局 はい。

○18番青柳委員 では、それによってはまた向こうが何かつくるかもしれねえということだね。

○部会長 事務局。

○事務局 開発のほうに出しているときに一応書類の審査は一旦はしておりまして、それに対しては関係各課に連絡をしているところをごさいます、雨水の計算につきましては開発指導課のほうで行っていますので、そちらについては書類を受けて補正がない限りは問題ないというふうに認識しております。また、補正については今のところないということ伺っておりますので、各課の回答を待って事前協議を締結をされるかと伺っています。

○部会長 よろしいですか。

○18番青柳委員 はい。

○部会長 ほかにはどうですか。

よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 そうすればナンバー2につきましては、異議がなければ許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、ナンバー3の説明を事務局お願いいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

3番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

別添の農地法第5条、ナンバー3の審議資料をごらんください。こちら先月許可保留になった案件でございます。

それでは、資料のほうのご説明をさせていただきます。表紙をごらんください。位置図でございます。申請地は、ピンク色で塗られたところが申請地ございまして、県立二葉高等養護学校から南へ約570メートルのところに位置しております。

1枚おめくりください。周辺状況及び案内図でございます。図面やや右下の黄色に塗られたところが申請地ございまして、こちらの周りの状況はこちらの図面のとおりでございます。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。北側と南側に2筆ありまして、こちらの2筆が申請地でございます。申請地の周囲でございますが、北と西につきましては公道、また東、南につきましては農地でございます。

1枚おめくりください。土地の利用計画図でございます。図面の四角い枠が太陽光のパネルの設置でございます。基本的には農地でございますので雨水については敷地内で浸透、また安全のため点線のようにネットフェンスを計画しております。設置いたします太陽光パネルの数は242枚、計画発電量は65.34キロワットを計画しております。

1枚おめくりください。こちらは一時転用する面積の計算書でございます。こちらの計算書につきましては、ポール、支柱の面積の計画図でございます。太陽光の中に黒い点があるかと思うのですが、そちらが支柱の位置でございます。

1枚おめくりください。架台の立面図でございます。パネルのグラウンドからの最低の筋交いの高さ2.1メートル、約2

メートルぐらい確保していることから農作業への影響はないかと思われます。

次のページから2枚はフェンスのカタログになりますので、こちらは説明を省略させていただきたいと思います。

次に、下部における営農の計画書が添付されております。そちらをごらんください。こちら、下の2番にあるとおり、作付する作物はハクサイでございます。

1枚またおめくりください。(2)番に営農に必要な農作業の期間、スケジュールが示されております。1年目につきましては、11月から12月に土づくりを行う予定でございます。2年目以降、8月に播種、9月に定植という、収穫につきましては3年目の収穫となります。1月、2月の収穫を予定しております。それ以後につきましては、同サイクルで営農を考えているというふうに伺っております。

1枚おめくりください。次に、(3)番、下部の農地の単収でございますが、地域の平均的な単収10アール当たり7,000キログラムに対しまして、こちらの単収見込みにつきましては5,600キロ、8割を計画しているということで伺っております。

資料の説明は以上でございますが、あとは申しわけないのですが、ハクサイにつきましては、班長の報告のほうで伺っていただければと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。

○4番高田委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 今までにも太陽光パネル下でいろいろな作物を試されてきていますが、今回はハクサイでの申請ということですね。ハクサイというとパネル下での生育は一般的には難しいと考えられていますが、その辺はどのようにお考えですか。

回答 試験的ではありますが、実際にパネル下で栽培をしてみまして、品質的には葉も巻いた十分なものが取れたと感じています。また、パネル下のほうは逆に霜の影響を受けずよかったと思えました。

質問2 試験でのパネルは、今回の申請と同様のもので行ったのですか。また、どのくらいの面積で試されたのですか。

回答 透過率のよいパネルではなく、通常のパネルで行いました。作付面積については、試験的ですので、1畝くらいです。

質問3 今回の営農計画書では8月に播種し、9月に定植するとありますが、試されたのは同じ時期で行ったのですか。また、定植率はどのくらいでしたか。通常では2割くらい枯れてしまうこともあります。

回答 同じ時期で行いました。そのときは、ほとんど枯れることはなかったかと思えます。

質問4 殺虫と殺菌はどのくらい行ったのでしょうか。

回答 当社での通常の場合と同じで行いましたので、5から6回程度だったと思います。

質問5 今回の申請地においてパネル下での作業はどのように行うのですか。機械は使うのですか。

回答 高さについては、作業する高さを十分確保していますし、支柱の間隔も3メートルあるので、通常のトラクタ

一を使用します。機械が入らないところは人手で行います。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 ナンバー3につきまして、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー4の説明を事務局お願いいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

4番 契約内容は賃貸借、太陽光発電に適地である申請地を借り受けて売電事業を行いたいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請、ナンバー4の審議資料をごらんいただきたいと思います。こちらは、ほかの案件と順番が前後してしまい大変申しわけございませんが、1枚目が案内図となっております。周囲の状況につきましては、山林に囲まれた小集団の農地の一部でございまして、生産性の低い第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりいただきまして、こちらは位置図となっております。こちら図面上には距離がありますので記載がございませんが、高崎市立上室田小学校より北西方向に約2.2キロメートル、県道八本松松井田線に面した場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、こちら公図でございます。図面の方向、左側が北となります。申請地の隣接地につきましては、北、東、西の一部公道と接してございまして、北西側と南側につきましては、畑と接してございまして、

1枚おめくりいただきまして、4枚目をごらんください。土地利用計画図でございます。申請地には太陽光パネルを1,512枚設置し、計画発電量につきましては49.5キロワットの発電所が7機でございます。申請地の周辺につきましては、ネットフェンスで囲みまして安全の確保をいたします。雨水の処理につきましては、図面記載のとおり、そこに穴の開いたポリエチレン製のU字溝を設置し、浸透貯留槽として処理いたします。黄色の盛り土の計画につきましては、図面にあるとおり、外部からの持ち込みはなく敷地内のみの移動でございます。

なお、申請地南東側にアンテナ用地がございまして、こちらにつきましては、例外として農地法の許可を要しないものでございまして、既に建築されております。今後につきましても同様に利用していくということでございます。また、こちらの5条につきまして既に転用行為がされている例外として許可は要らないのですが、転用行為がされていることから、本来であればこちらの部分を分けて転用をされるということが妥当かと思われまますが、こちら申請人に確認したところ、契約上はこちらの筆とアンテナの用地と面積は分けておらず、また代理人のほうから登記する際には一

体として登記をしたいということで、今回全体の面積として申請を受け付けております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。

○4番高田委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー4について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者2名、工事施工会社担当者1名、申請代理人1名の計4名の出席でした。

質問1 雑草対策はどのような方法で考えていますか。

回答 当初は碎石を入れることも考えておりましたが、今後農地として再利用する可能性も考慮し、クローバー等を植えて雑草対策にしたいと考えています。

質問2 周囲にフェンスを設置するのですか。

回答 はい。盗難や災害に対する保険の条件にもなっておりますし、人や動物が入り込まないように設置いたします。

質問3 どれくらいの高さのものを設置するのですか。野生動物はフェンスを飛び越えて入ることがあるかと思いますが。

回答 1メートル20センチの規格のものを使い、土台部分も合わせると1メートル50センチほどになりますので問題ないかと思えます。

質問4 雨水については、敷地内で処理するということですが、処理し切れるのでしょうか。

回答 開発指導課に事前協議を提出しており、そちらの指導に従って流量計算を行っておりますので、計算上は問題ありません。

質問5 敷地内で切り土、盛り土をするということですが、西側に流出することのないようにしてください。

回答 申請地西側につきましては、1メートルほど上がった後、傾斜になっておりますので、土が流出することはないと思います。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 ナンバー4につきまして、異議がなければ、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、ナンバー5の説明を事務局、お願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

契約内容は賃貸借、日照環境のよい申請地を借り受けて太陽光発電事業を行いたいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー5の審議資料をごらんください。こちら1枚目は位置図となっております。申請地につきましては、高崎市立久留馬小学校より東方向に約600メートルほどの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目は案内図でございます。申請地は、平成27年10月に農振除外を受けた土地でございます。周囲にもいまだ農振農用地が見受けられますが、宅地等存在している地域でございますので、一体としての営農は難しく、生産性の低い第2種農地に該当すると考えられます。

3枚目をごらんください。こちら公図でございます。隣接地につきましては、西側は公道、北と南、東の一部につきましては畑、南東方向に一部墓地と隣接しております。

続きまして、ここからは土地利用計画図の説明となりますので、差しかえの資料をごらんいただきたいと思います。まず、こちら差しかえていただいた理由でございますが、聞き取り調査の際にも話がありましたが、こちらにつきましては埋蔵文化財があるということで、切り土の計画自体が少し難しいということで文化財保護課と協議した結果、こちらの西と東、両方に側溝をつける計画となりました。こちらにつきましては、申請地内に太陽光パネルを1,344枚設置いたしまして、計画発電量は高圧の350キロワットでございます。なお、安全のため外周につきましては、1.8メートルのフェンスを設置いたします。

雨水関係につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、西と東にU字溝、また南側にU字溝を置きまして、こちらで集水し、西側の水路に放流する計画でございます。

また、こちらの案件につきましては、事前協議の際にパネルの面積、申請地に当たってのパネルの面積のご質問がございましたが、パネルの面積は単純な計算でございますが、2,602平米、単純にこの申請地の面積で割りますと、約60%ほどパネルが平面で見たときに置かれていることとなります。

以上、簡単ではございますが、説明終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。

○4番高田委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー5について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表者1名の出席でした。

質問1 申請地には防草シートを敷くのですか。

回答 パネル下につきましては、草刈りがしづらいため防草シートで対応いたします。パネル間の通路等は手作業で草刈りをいたします

質問2 申請地は傾斜地ですが、土砂の流出対策はどのように考えていますか。

回答 申請地内に文化財がありまして、施工方法につきましては文化財保護課と打ち合わせをしている最中ですが、現段階の計画ですと東と西の両方に雨水用の側溝を設置いたしますので、そちらからの流出はないと思います。南側については、多少盛り土を行って隣接の墓地に流れ込まないようにする予定です。

また、隣接墓地の所有者と協議いたしまして、墓地の敷地に生えている杉については伐採をし、加工したものをのり面に並べて土どめにさせていただく計画もございます。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 ナンバー5につきまして、異議がなければ許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

6番 契約内容は売買、祖父母の家で暮らしているが自己用住宅を持ちたく、職場近くの申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて公共工事のための通路及び作業用地として使用したいという

仮設通路及び工事作業用地の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが家族がふえ手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが家族がふえ手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は贈与、申請地を叔父より譲り受けて、庭用地として使用したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございます。

16番 16番ですが取り下げでお願いいたします。

17番 契約内容は賃貸借、公共工事に伴い申請地を資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。また、こちら関連案件がございます、議案第4号18番から26番が関連案件となります。

18番 契約内容は賃貸借、公共工事に伴い申請地を資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

19番 契約内容は賃貸借、公共工事に伴い申請地を資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

20番 契約内容は賃貸借、公共工事に伴い申請地を資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

21番 契約内容は賃貸借、公共工事に伴い申請地を資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

22番 契約内容は賃貸借、公共工事に伴い申請地を資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

23番 契約内容は賃貸借、公共工事に伴い申請地を資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

24番 契約内容は賃貸借、公共工事に伴い申請地を資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

25番 契約内容は賃貸借、公共工事に伴い申請地を資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

26番 契約内容は賃貸借、公共工事に伴い申請地を資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

27番 契約内容は売買、居宅の進入路が狭く申請地を買い受けて拡幅したいという宅地の敷地拡張の申請でございます。

28番 契約内容は売買、借家暮らしをしているが手狭であり申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、申請地を買い受けて美容室を経営したいという美容室用地の申請でございます。

30番 契約内容は賃貸借、電線張りかえによる工事用地として使用したいという工事用地の申請でございます。

31番 契約内容は賃貸借、事業用地として使用していた申請地が、農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置き場の申請でございます。

32番 契約内容は売買、自動車販売業をされており自動車のストックヤードが不足しているため申請地を買い受けて駐車場用地としたいという露天駐車場の申請でございます。

33番 契約内容は賃貸借、駐車場として使用していた申請地が、農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。

34番 34番につきましては取り下げをお願いいたします。

35番 契約内容は使用貸借、借家暮らしをしているが手狭であり申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが子供の成長に伴い手狭になり申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが子供の成長に伴い手狭になり申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番、39番、40番につきましては取り下げをお願いいたします。

41番 契約内容は賃貸借、従業員用の駐車場が不足しており申請地を駐車場として借り受けたいという露天駐車場の申請でございます。

42番 契約内容は使用貸借、義父より申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。

44番 契約内容は売買、両親と同居しているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり、申請地を買い受けて建て売り分譲住宅を建築したいという建て売り分譲住宅12棟の申請でございます。

46番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。また、関連案件といたしまして、議案第1号ナンバー1が提出されております。

47番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 契約内容は売買、自宅と道路に面しており便利な申請地を買い受けて露天資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

49番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

50番 契約内容は売買、両親と同居しているが結婚し手狭になったため申請地を買い受けて住宅を建築したい

という一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

52番 契約内容は売買、業務の拡張により資材の置き場が不足しているため申請地を買い受けたいという露天資材置き場の申請でございます。

53番 契約内容は売買、業務拡張のため申請地を買い受けて豚舎として使用したいという農業用施設の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては、取り下げ5件を除く43件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

どうぞ。

○11番伊藤委員 11番、伊藤です。ナンバー17から26番で申請がありました公共工事に伴う申請で資材置き場がありますが、この地積が何々のうち幾つという、この理由が何かイメージできないのですが。これは、道路か何かできて、その残地をこういうふうにするという意味なのかな。どういうことなのですか。

○部会長 事務局。

○事務局 私のほうからちょっと説明させていただくのですが、こちら河川の工事の一時転用の資材置き場でございます、その臨時の資材置き場とか土置き場に使うのですが、1筆の筆のほうの地積が登記の1筆の地積になりますので、そのうちの全体を使うわけではなくて、その一部だけを借りて使いたいということで、うち何平米というふうに表示されております。

こちらが土地の所有者と契約を、そのうち平米でしておりまして、その部分だけ賃貸契約を結ぶという形になりますので、よろしく願いいたします。

○依田会長 地元ですから、私の地元なので、これは国交省の築堤というか、土手をつくる工事の、多分そのところが土地改良がされてきれいな真四角なところの幾らかはずに切ってくるから、こういう暫定が出てきてしまうのだと思います。使う側も、だから全部変えてくれればいいのだけれども、そういう半端なところできて。確かにそんな小さいところだけ使って、1反5畝のうち1反4畝何歩なんていう借り方をしていますから。

○事務局 これが田んぼなのですけれども、一応1,000平米あるのですけれども、工事に必要はこのうちの例えば半分だけ、ここだけを貸してくださいということで、これが500平米になりますので、この場合1,000平米、これは登記の1筆の地積なのですけれども、のうち500平米、転用するのはこちらの、ここしか許可はしませんので、この一時転用なのでここだけは農地以外でその期間だけ貸してくださいという申請でございます。

○11番伊藤委員 それはわかるのです。それはわかるのです、わかるのだけれども、この面積が。余りにも。何かちっちゃいのだよな。

○依田会長 12平米残して何で川の流れて逆らってるのだという。

○9番瀧野委員 川があればいい。斜めに流れているのではない。

○事務局 多分一連のつながった農地でございます、そこを効率よく農地がちょうど、例えばこういうふうになっている場合は、こちらがA、Bという筆がありまして、ここは全部借りますよと、この一連で借りますよということなのですからけれども、ここがこうつながりてここだけしか必要ありませんので、ちょっと中途半端な、利用としてはこういうふうに使いたいのですからけれども、どうしてもぴったりその途中で合わさらないということで、この部分が中途半端な形になって借りますよと。あくまで工事の都合上になります。

○依田会長 だから、この上流にも同じような申請がされてきたわけですよね。また、この以後も借りようよ……

○11番伊藤委員 いいです。

○部会長 よろしいですか。

○11番伊藤委員 それと、もう一つちょっと聞きたいのですけれども、38番から39、40と取り下げが3件続いていますよね。それで、これを見ると全部太陽光の関係なのですからけれども、それでしかもこれをやる、いわゆる譲受人が全てこれは個人ではなくて有限会社。

○依田会長 法人だよ。

○11番伊藤委員 何か、これ。事務局にこれはどういうふうに説明があったのか。聞いている範囲でちょっと取り下げの理由。何でこんな騒がして、こんなことまでして、また取り下げるのだから。

○部会長 はい。

○事務局 今回取り下げが多いのは、一旦事務局としては申請をお預かりします。その段階である程度を審査はするのですけれども、現地の確認等はどうしても議案を送った後とかになりまして、その際にあと不足書類とかを求め、補正をさせていただくわけなのですが、結構審査は厳し目に私どもで太陽光につきまして、ほかの案件もそうなのですからけれども、見ている中で結構足りない書類が後から出てくるのです。そういったところを突き詰めていきますと、相手方がちょっと計画、準備不足というところで計画を出してしまうケースがありまして、そちらをお伝えしたところ、1度は取り下げさせていただきまして、計画をもう一度整えてから出し直しますということで部会にその期間が間に合わないということで、一旦取り下げさせていただきますということで、審査を厳しくするほど取り下げになるケースがございます。そういうことでの取り下げで今回とても多くなっております。

○11番伊藤委員 それは結構な話で。今回はどういうふうか。

○事務局 こちらは、これは太陽光になりまして、経産省とあって、太陽光を最初に申請する認可証が経済産業省がございまして。そちらに対してまず太陽光の申請をどここの土地で誰々がしますよという認可を受けると、その認可の証明書が出るのです。そちらが今回申請受け付け時まで整っていなかったのですけれども、そちらを出していたところちょっとその書類が不備と、あとは法人の定款とか登記がございまして、本来法人はその目的というのがもう決まっています、その中でその業務、目的に沿ったことを法人は行っているわけなのですが、今回の例えば39、40につきましては、定款の中に太陽光をやりますよという目的がないのです。なので、本来、今現在この法人は太陽光ができる法人ではないのです。にもかかわらず申請を出してきまして、後でその法人の登記が来た段階で確認したところ、こちらの法人は太陽光できないのではないですかというふうの確認したところ、確認してみますということで代

理人のほうからお話がありまして、定款と、あとはその法人登記をそこに太陽光を追加してから再申請をしたいということで、今回につきましては間に合わせませんので取り下げという形でございます。

○11番伊藤委員 はい、よくわかりました。

○依田会長 事前協議でもお伝えしたとおり、何となくもうかりそうだからということで、申請はしたけれども、今年の年末にはその申請も切れてしまいそうだとということで、慌ててみんながさがさ、がさがさと何の準備もせずとというか、その辺の確認を当然しなければならないところもないで申請を出しているというのが実情かなと思います。

○11番伊藤委員 今説明聞いてよくわかりました。事務局がしっかりしているからこういうのが出てくると思うのです。有限会社を怪しいと疑っているわけではないのだけれども、何かありそうな感じもしたものだし、実際結構いろんな話を聞くとあるのです。だから、ちょっと質問してみたのです。この種のものまだ出る可能性あると思うので、慎重に事務局今までどおりのように書類審査進めて、受け付けしていただきたいなと思います。

以上です。

○部会長 ほかはどうでしょうか。

はい。

○依田会長 申請ナンバー53番なのだけれども、新規就農の。営農計画書を見ると、当初2,000頭というのだけれども、ここでは500頭だといって、あとの1,500はほかに飼っているということだろうか。

○部会長 はい。

○事務局 今の会長のほうからお話がありました2,000で、目標が4,000という形になっていると思うのですけれども、まず2,000というのが倉渚にある農場の頭数で、500というのが今回の申請地でございます。今回ほかには申請を預かってはいないのですけれども、今後もふやして4,000頭ぐらいまでは業務を拡大していきたいということで代理人からお話を伺っております。ですので、今のところ目標値ということで4,000ということをお願いしております。

○依田会長 了解しました。

○部会長 ほかはどうでしょうか。

どうぞ。

○18番青柳委員 18番、青柳です。今の十文字のことなのだけれども、これはもう飼っているあれが。昔何か、何年ぐらいたったというのかな。また豚を飼うのかいというようなことをちょっとだけ聞かれたのだけれども、その辺は豚舎でやっているからいいのだからだけれども、地元の人というか、そういう話はいいのかい。ずっと飼っているうちはいいのだけれども。

○依田会長 前原委員、この人はあれだったよね。畜産賞、もう昭和何年、50年ぐらいかい。

○18番青柳委員 違う、違う。この場所のところ、十文字で飼っていたのだけれども、そこはもうやめて豚屋に売ったのだよね。また豚屋のところから、また豚飼うのかいというような話があったので。地元の人か。

○部会長 この人は、たしか昭和53年に就農したと言っていましたか。倉渚で農業やって、ちょうど豚舎……

○18番青柳委員 飼っているだろう。

○部会長 はい。

○18番青柳委員 だから、十文字に全く、豚舎を前に飼っていた人がいるわけ。だけれども、やめて何年もたっているわけ。だから、またそこに今度は豚屋が来るのかいというような話が。いいのかいと言うから、いいといったって、農業施設なんだからさと言ったのだけれども。その辺はどういうあれなのかなと思ったのだよな。

○部会長 では、事務局、お願いします。

○事務局 そちらの件なのですけれども、そちらにつきましては代理人からお話は伺っているのですが、まず過去に委員さんもおっしゃっていたとおり、豚を飼っていたということで、地域の方の理解もほかの地域と比べるとありますし、豚舎ではないのですけれども、近くに牛舎等もございますので、地域的には理解がある場所ということでこの場所を選定したということでございます。

○18番青柳委員 それは、俺も、前豚舎だったのだから、それはそれだったらいいけれどもねという話はしたのだけれども、そういう話が聞こえてくるとね。ずっとここ1年前ぐらいまで飼っていたのだというのなら、まだ休んでいたんだよとは言えるのだけれども、ちょっと何年も飼ってないから。

○部会長 この方あれですよ、保安用地ということはないけれども、ちょっと離したいということで、このダイコンをつくる、この畑も買ってということですよ。

○事務局 そういった部分もあると思いますけれども。

○部会長 環境に少し配慮してという。

○18番青柳委員 そういふふうに言われると、俺も何とも答えようがない。嫌なのだけれども。豚舎だからさとは言っていたのだけれども。

○部会長 公害の面とかいろいろ住民の方にとってみればあろうかと思えますけれども。

○18番青柳委員 そうです。

○部会長 よろしいですか。

○18番青柳委員 はい。

○部会長 そのほかはどうでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 それでは、取り下げが16番、34番、38番、39番、40番、そして45番、51番、53番につきましては、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。また、その他の案件につきましては、許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 異議なしの声でありますので、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

1番 申請人は被相続人の長男、相続開始年月日は平成28年5月5日でございます。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 異議がなければ、適格として証明してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 適格として証明することにいたします。

続きまして、議案第6号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について。

農地法関係競売農地の買受適格証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第6号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について

1番 農地法第3条許可を前提とした耕作のための農地法関係競売農地の買受適格証明でございます。

2番 農地法第3条許可を前提とした耕作のための農地法関係競売農地の買受適格証明でございます。

3番 転用目的は太陽光発電設備設置用地、農地法第5条許可を前提とした農地法関係競売農地の買受適格証明でございます。

以上、農地法関係競売農地の買受適格証明願につきましては、3件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ、ナンバー1及びナンバー2につきましては、適格として証明してよいか伺います。また、ナンバー3につきましては、適格相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、ナンバー1及びナンバー2については適格として証明することとし、ナンバー3につきましては、適格相当とし農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、議案第7号 農地法関係公売農地の買受適格証明願について。

農地法関係公売農地の買受適格証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第7号 農地法関係公売農地の買受適格証明願について

1番 転用目的は露天資材置き場用地、農地法第5条許可に基づく農地法関係公売農地の買受適格証明でございます。

以上、農地法関係公売農地の買受適格証明願につきましては1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ、適格として証明してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 適格として証明することにいたします。

続きまして、議案第8号 農地の権利取得後における下限面積について。

農地法第3条第2項第5号に規定する農地の権利取得後の下限面積について、同号の規定に基づき農業委員会が別段の面積を定めることについて審議を求めます。

○事務局

議案第8号 農地の権利取得後における下限面積について

資料につきましては、別印刷でお配りさせていただいています別段の面積(下限面積)の設定についてA4縦のもの、あともう一つ資料といたしましては、農林業センサスの資料、そちらの2つをごらんいただきたいと思います。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。まず、別段の面積(下限面積)の設定についてというほうをごらんいただきたいと思います。

平成21年の農地法の改正によりまして各農業委員会が下限の面積を設定できるようになりました。それによりまして農業委員会は、毎年別段の面積の設定、または修正の必要性につきまして審議することとなっておりますので、今後の別段の面積の設定につきましてご審議をお願いしたいと思います。

なお、高崎市では平成21年の改正農地法施行時から法で定められております下限面積50アールから審議した結果、40アールと定めております。また、その際に高崎市全体を下限面積を設定区域としております。

参考といたしまして、別紙の農林業センサスの資料の下から2段目の表が合併前の下限面積でございます。新町が30アール、旧高崎と倉渕が40アール、箕郷、群馬、榛名、吉井につきましては、50アールとなっております。

見直しの基準でございますが、こちらは農地法の第3条の第2項第5号のそのこのところで基準が定められておりまして、その基準につきましては農地法施行規則第17条において定められております。施行規則の17条につきましては

2つございまして、まず(1)の1項のほうにつきまして、こちらの規定では、設定区域は、自然的、経済的条件から見て営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、面積は10アール以上であること、設定区域内において下限面積以下の農家戸数が全体の40%を下回らないこととあります。こちらは事務処理の基準がございまして、農林業センサスを基準に判断することとなっております。こちらの農林業センサス等の資料の一番上の表をごらんください。

今高崎市、センサスにおきましては、総農家の数は6,970、また総農業経営体数、こちらは一部法人を含んでいるのですが、販売農家の数でございまして、3,579。ほかの差分につきましては自給農家ということで、販売農家としてはカウントしていないところがこちらの総農家と経営体の差分でございまして。

また、こちらそのすぐ右側に50アール以上のものと30アール以上の表につきましては、こちらあくまで経営体、販売農家の数字でございまして、こちらではご了承いただきたいと思っております。センサスの中にはこの経営体の経営規模の面積がございまして、そちらから出しております。全体で総農家に対して50アール以上の経営農家につきましては2,545ございまして、全体は約72%を占めております。また、30アールの経営体につきましては97%でございまして。

販売農家のみの内容ではございまして、第1項の規定の中の市全体の下限面積、40アールの範囲が40%を下回らないことという中に、そこはクリアしていると思われまして、(1)の条件については40アールにしたとしてもクリアできることと思われまして。また、(2)は施行規則の17条第2項の第1号及び第2号の適用についてでございまして、こちらの規定では設定区域内において現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当数存在すること、また設定区域及びその周辺において農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこととございまして。こちら、事務処理の基準がございまして、高齢または兼業化等により農地の遊休化が深刻な状態にあり、特に新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図れないと判断される場合のものでございまして、本市で考えますと遊休農地を含む耕作放棄地の把握につきまして皆さんのご協力のもと利用状況調査を実施しております。平成27年の調査結果につきましては、耕作放棄地の面積はそちらの表、センサスの資料の3番目にございまして、真ん中のところ、耕作地面積は357.60ヘクタールございまして、経営耕地の耕作面積に対する割合は8.73%でございまして。しかしながら、この耕作放棄地に実情につきましては、赤判定に近い農地であり、山間部を主に中心としてございまして、その農用地が今後耕作される見込みが非常に少ないかと思われまして。そのことから高崎市におきましては、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されると見込まれるものについて、その他その適正な理由を図る必要がある農地が相当数存在するということまでは認められない状況だと言えます。

次に、新規就農の観点からでございまして。農家と縁のない方が現在の下限面積である40アール以上の農地を一度に耕作することは非常に難しい条件ではあるかと思われまして。ただ、集約的な農業を行う場合、主にハウスとかそういうものでございまして、就農者の経営状況や下限面積未満であっても3条の許可が認められるケースがございまして、またその者しか耕作ができない土地につきましても、そういう例外規定で3条の許可が認められるケ

ースもごさいます。

また、今日におきまして農業委員の皆様から昨年1年間下限面積が現状にそぐわないという意見もいただいていないこと、また事務局での3条許可の相談を受ける場合におきまして、特段現在の下限面積でトラブルになるケースが発生していないこと。以上のことから、別段の下限面積の変更検討につきましては、現行どおりの高崎市全体を一つの設定区域といたしまして、40アールが妥当であると提案をさせていただきたいと思ひます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思ひます。

○依田会長 新規就農者が40ではちょっと広過ぎるよ、なかなか就農できないよというクレームがあったり何かした場合は考えなければいけないけれども、今の現状のままだったら行けるのかなというふうに思っています。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ、決定してよいか伺ひます。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、決定することにいたします。

続きまして、報告事項。

報告事項第1号から第5号まで事務局の報告をお願いいたします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について

1番 転用目的は共同住宅、用途指定区分につきましては第1種低層住居、ほか4件、計5件につきまして書類審査し、適法だったため受理いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について

1番 契約内容は売買、転用目的は店舗でござひます。用途指定区分につきましては、準工業、ほか26件、計27件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由につきましては、合意解約、ほか3件、計4件の通知につきまして書類審査し、適法だったため受理いたしました。

報告第4号 農地法関係競売農地の許可について

1番 契約内容は競売、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でござひます。

2番 契約内容は競売、隣接する倉庫を取得することになり、申請地に搬入する際の駐車場として利用したいという露天駐車場の申請でござひます。

報告第5号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

まず、4条につきましては4件、5条につきましては47件です。こちらにつきまして、また5条の8番につきましては、こち

らは農業委員会ネットワーク機構のほうに意見聴取して許可相当であるという意見回答をいただいています。そのほかにつきましても、許可相当として他法令について審議した結果、問題ないということですので、平成28年9月23日付で許可証のほうを交付しておるといことになります。

以上、報告でございました。

○部会長 その他の事項について、何か事務局から報告があるようでしたらお願いします。

○事務局 特にございません。

○部会長 ありませんか。

それでは、皆さんのほうから何か質問等ありますか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

◎閉会の宣告

○部会長 そうすれば、以上で第27回農地部会を終了といたします。

お疲れさまでした。

午後 3時15分 閉会